＜別紙１＞

（通所介護・介護予防通所サービス）富山西デイサービス

重要事項説明書

（令和　８年　８月　１日）

１．事業所の概要

（１）事業所の名称等

・事業所名　　富山西デイサービス

・開設年月日　　平成２９年１１月　１日

・所在地　　富山県富山市婦中町下轡田１００１番地

・電話番号　　076-405-9311　　ファックス番号　076-405-9313

・管理者名　　泉　あかね

・介護保険事業者番号　（指定通所介護・指定介護予防通所介護　1670114204　）

（２）事業の目的及び運営方針

・事業の目的

要介護状態もしくは要支援状態又は事業対象者と認定された利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な通所介護、介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

・運営の方針

① 事業所は、利用者の心身の状態を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を居宅において営むことができるよう、介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

② 事業所は、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

③ 事業の実施にあたっては、利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう関係自治体、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の保健・医療又は福祉サービスを提供するものと密接な関係を保ち、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域住民との交流や地域活動への参加も図っていくものとする。

（３）事業所の職員体制

| 職種 | 常勤換算 | 業務内容 |
|---|---|---|
| 管理者 | １名 | 従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行う |
| 生活相談員 | １名以上 | 利用者が日常生活を営むことができるよう、生活指導及び介護に関する相談及び援助を行う |
| 看護職員 | １名以上 | 利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置等と日常生活の支援を行う |
| 介護職員 | １２名以上 | 利用者の心身の状況を的確に把握し、自立的な日常生活を営むための介護を行う |
| 管理栄養士（兼務） | １名以上 | 献立の作成、栄養指導、栄養相談等の食事に関する管理を行う |
| 機能訓練指導員 | １名以上 | 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う |

（４）定員　　６８名

（５）営業日時

営業日　　月曜日　～　土曜日（祝日を含む）

休業日　　日曜日、お盆、年末年始（お盆、年末年始に関しては、その年の曜日まわりにより決定する）

営業時間　８時３０分　～　１６時３０分

（６）通常の事業の実施地域

富山市内（旧富山市、婦中町）

２．サービス内容

① 通所介護計画、介護予防通所介護計画、第１号通所事業に係るサービス計画の立案
② 食事（原則、デイサービス内で召し上がって頂きます。）昼食時間　１２：００～
③ 入浴
④ 介護
⑤ 機能訓練
⑥ 相談援助
⑦ 栄養管理・食事管理
⑧ 口腔機能管理・口腔衛生管理
⑨ 理美容サービス
⑩ 行政手続き代行

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。

３．協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関名

名　称　　富山西リハビリテーション病院

住　所　　富山県富山市婦中町下轡田１０１０

・協力歯科医療機関名

名　称　　富山西総合病院

住　所　　富山県富山市婦中町下轡田１０１９

※緊急時の連絡先

緊急の場合は、利用契約時にご記入いただいた連絡先に連絡いたしますので、必ず連絡が取れる連絡先（ご自宅・携帯電話・勤務先電話等）をご記入ください。

４．利用にあたっての留意事項

・所持品、備品等の持ち込み

所持品、備品等の持ち込みは事業所にご相談ください。

・金銭、貴重品の管理

金銭、貴重品は家族等で管理してください。

・飲食物の持ち込み

食中毒等の危険性があるため、なま物、賞味期限切れ等の食品の持ち込みはご遠慮ください。また、その他の飲食物の持ち込みも誤嚥の危険性のある利用者や健康管理上の問題がある利用者もおられるので、ご遠慮していただくようお願いいたします。

・喫煙

当事業所敷地内で喫煙することを禁止いたします。

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、屋内消火栓

・防災訓練　　年２回

６．禁止事項

当事業所では、利用される全ての方に安心して過ごしていただくために利用者の「営利行為」「宗教の勧誘」「特定の政治活動」の行為は禁止します。

７．損害賠償

当事業所の責任により利用者に生じた損害には、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる際には、当事業所の損害賠償を減じる場合があります。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　あいおいニッセイ同和損保

保険名　　介護保険・社会福祉事業者総合保険

８．要望及び苦情等の相談

（１）当事業所の窓口

当事業所には生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話　０７６－４０５－９３１１）

・苦情解決責任者　　管理者　　泉　あかね

・苦情相談担当者　　生活相談員　森　順子

・受付時間　　月曜日　～　土曜日　　８：３０　～　１７：００

また、備え付けの「ご意見箱」を利用していただいても構いません。管理者、生活相談員が速やかに対応し、相談者に回答します。

（２）行政機関その他の苦情受付機関

| | |
|---|---|
| 富山市介護保険課 | 所在地　富山市新桜町 7-38<br>電話番号　443-2041　FAX443-2076<br>受付時間　月～金　8:30～17:15 |
| 国民健康保険団体連合会 | 所在地　富山市下野字豆田 995-3<br>電話番号　431-9833　FAX 431-9850<br>受付時間　月～金　8:30～17:15 |
| 富山県福祉サービス運営適正化委員会<br>（サンシップとやま　２Ｆ） | 所在地　富山市安住町 5-21<br>電話番号　432-3280　FAX 432-6532<br>受付時間　月～金　9：00～17:00 |

９．事故が発生した場合の対応

① 事故発生時には、救急搬送の要請など利用者の生命、身体の安全を最優先に対応します。

② 速やかに富山市、利用者の家族等に連絡を行うとともに事故の状況を説明し、事故に至る経緯、経過、原因等を分析し、事故防止対策を検討します。

③ サービス提供等により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１０．虐待防止に関する取り組み

当事業所では、高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の取り組みを実施しています。

① 虐待の防止のための指針を整備すること。

② 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年１回以上実施すること。

③ 措置を適切に実施するための担当者を置くこと

| | |
|---|---|
| 担当者 | 管理者　泉　あかね |

１１．第三者評価の実施状況

現在は、提供するサービスの第三者評価は、実施していません。

＜別紙２＞

（通所介護・介護予防通所サービス）重要事項説明書

利用料金等について

（令和　８年　８月　１日）

１．介護保険証等の確認

利用の申し込みにあたり、利用希望者の介護保険証と介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。

２．利用料金（介護保険負担割合証により、自己負担額は１割から３割となります。

（１）通所介護の基本料金（日額）（大規模型通所介護費Ⅰ）

【利用時間　３時間以上４時間未満】

| 要介護区分 | 単位数 | 利用料金 | 自己負担額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 要介護１ | 358 単位 | 3,630 円 | 363 円 | 726 円 | 1,089 円 |
| 要介護２ | 409 単位 | 4,147 円 | 415 円 | 829 円 | 1,244 円 |
| 要介護３ | 462 単位 | 4,684 円 | 468 円 | 937 円 | 1,405 円 |
| 要介護４ | 513 単位 | 5,201 円 | 520 円 | 1,040 円 | 1,560 円 |
| 要介護５ | 568 単位 | 5,759 円 | 576 円 | 1,152 円 | 1,728 円 |

【利用時間　４時間以上５時間未満】

| 要介護区分 | 単位数 | 利用料金 | 自己負担額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 要介護１ | 376 単位 | 3,812 円 | 381 円 | 762 円 | 1,144 円 |
| 要介護２ | 430 単位 | 4,360 円 | 436 円 | 872 円 | 1,308 円 |
| 要介護３ | 486 単位 | 4,928 円 | 493 円 | 986 円 | 1,478 円 |
| 要介護４ | 541 単位 | 5,485 円 | 549 円 | 1,097 円 | 1,646 円 |
| 要介護５ | 597 単位 | 6,053 円 | 605 円 | 1,211 円 | 1,816 円 |

【利用時間　５時間以上６時間未満】

| 要介護区分 | 単位数 | 利用料金 | 自己負担額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 要介護１ | 544 単位 | 5,516 円 | 552 円 | 1,103 円 | 1,655 円 |
| 要介護２ | 643 単位 | 6,520 円 | 652 円 | 1,304 円 | 1,956 円 |
| 要介護３ | 743 単位 | 7,534 円 | 753 円 | 1,507 円 | 2,260 円 |
| 要介護４ | 840 単位 | 8,517 円 | 852 円 | 1,703 円 | 2,555 円 |
| 要介護５ | 940 単位 | 9,531 円 | 953 円 | 1,906 円 | 2,859 円 |

【利用時間　６時間以上７時間未満】

| 要介護区分 | 単位数 | 利用料金 | 自己負担額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 要介護１ | 564 単位 | 5,718 円 | 571 円 | 1,144 円 | 1,715 円 |
| 要介護２ | 667 単位 | 6,763 円 | 676 円 | 1,353 円 | 2,029 円 |
| 要介護３ | 770 単位 | 7,807 円 | 781 円 | 1,561 円 | 2,342 円 |
| 要介護４ | 871 単位 | 8,831 円 | 883 円 | 1,766 円 | 2,649 円 |
| 要介護５ | 974 単位 | 9,876 円 | 988 円 | 1,975 円 | 2,963 円 |

【利用時間　７時間以上８時間未満】

| 要介護区分 | 単位数 | 利用料金 | 自己負担額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 要介護１ | 629 単位 | 6,378 円 | 638 円 | 1,276 円 | 1,913 円 |
| 要介護２ | 744 単位 | 7,544 円 | 754 円 | 1,509 円 | 2,263 円 |
| 要介護３ | 861 単位 | 8,730 円 | 873 円 | 1,746 円 | 2,619 円 |
| 要介護４ | 980 単位 | 9,937 円 | 994 円 | 1,987 円 | 2,981 円 |
| 要介護５ | 1,097 単位 | 11,123 円 | 1,112 円 | 2,225 円 | 3,337 円 |

（２）通所介護の加算料金

| 加算サービスの種類 | 単位数 | 利用料金 | 自己負担額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| サービス提供体制加算(Ⅰ)(日額) | 22 単位 | 223 円 | 22 円 | 44 円 | 66 円 |
| サービス提供体制加算(Ⅱ)(日額) | 18 単位 | 182 円 | 18 円 | 36 円 | 54 円 |
| サービス提供体制加算(Ⅲ)(日額) | 6 単位 | 60 円 | 6 円 | 12 円 | 18 円 |
| 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ　(日額) | 56 単位 | 567 円 | 56 円 | 113 円 | 170 円 |
| 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ　(日額) | 76 単位 | 770 円 | 77 円 | 154 円 | 231 円 |
| 個別機能訓練加算(Ⅱ)　(月額) | 20 単位 | 202 円 | 20 円 | 40 円 | 60 円 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(月額) | 100 単位 | 1014 円 | 101 円 | 202 円 | 304 円 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ)(月額) | 200 単位 | 2028 円 | 202 円 | 405 円 | 608 円 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ)(月額)<br>※個別機能訓練加算算定時 | 100 単位 | 1014 円 | 101 円 | 202 円 | 304 円 |
| 中重度ケア体制加算　(日額) | 45 単位 | 456 円 | 45 円 | 91 円 | 136 円 |
| 認知症加算　(日額) | 60 単位 | 608 円 | 60 円 | 121 円 | 182 円 |
| 栄養改善加算　(日額) | 200 単位 | 2028 円 | 202 円 | 405 円 | 608 円 |
| 口腔機能向上加算(Ⅰ)　(月２回) | 150 単位 | 1521 円 | 152 円 | 304 円 | 456 円 |
| 口腔機能向上加算(Ⅱ)　(月２回) | 160 単位 | 1622 円 | 162 円 | 324 円 | 486 円 |
| 科学的介護推進体制加算（月額) | 40 単位 | 405 円 | 40 円 | 81 円 | 121 円 |
| 栄養アセスメント加算　(月額) | 50 単位 | 507 円 | 50 円 | 101 円 | 152 円 |
| 入浴介助加算(Ⅰ)　(日額) | 40 単位 | 405 円 | 40 円 | 81 円 | 121 円 |
| 入浴介助加算(Ⅱ)　(日額) | 55 単位 | 557 円 | 55 円 | 111 円 | 167 円 |
| 同一建物減算 | -94 単位 | -953 円 | -95 円 | -190 円 | -285 円 |
| 送迎減算（片道) | -47 単位 | -476 円 | -47 円 | -95 円 | -142 円 |

○介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１１．１％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１２．０％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１０．９％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１１．８％を加算する

○中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算　　所定単位の５％を加算する
○高齢者虐待防止措置未実施減算　　所定単位数の 99%で算定
○業務継続計画未実施減算　　所定単位数の 99%で算定
○地域区分（富山市：７等級）　　基本料金と各加算料金の総額に１．４％を乗じる

（３）総合支援事業の基本料金（月額）

| 要支援区分 | 単位数 | 利用料金 | 自己負担額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 要支援１ | 1,798 単位 | 18,231 円 | 1,823 円 | 3,646 円 | 5,469 円 |
| 要支援２ | 3,621 単位 | 36,716 円 | 3,671 円 | 7,343 円 | 11,014 円 |

（４）介護予防通所サービスの加算料金（月額）

| 加算サービスの種類 | 単位数 | 利用料金 | 自己負担額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 栄養アセスメント加算 | 50 単位 | 507 円 | 50 円 | 101 円 | 152 円 |
| 栄養改善加算 | 200 単位 | 2,028 円 | 202 円 | 405 円 | 608 円 |
| 口腔機能向上加算(Ⅰ) | 150 単位 | 1,521 円 | 152 円 | 304 円 | 456 円 |
| 口腔機能向上加算(Ⅱ) | 160 単位 | 1,622 円 | 162 円 | 324 円 | 486 円 |
| 一体的サービス提供加算 | 480 単位 | 4,867 円 | 486 円 | 973 円 | 1,460 円 |
| ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅰ)　要支援１ | 88 単位 | 892 円 | 89 円 | 178 円 | 267 円 |
| ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅱ)　〃 | 72 単位 | 730 円 | 73 円 | 146 円 | 219 円 |
| ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅲ)　〃 | 24 単位 | 243 円 | 24 円 | 48 円 | 72 円 |
| ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅰ)　要支援２ | 176 単位 | 1,784 円 | 178 円 | 356 円 | 535 円 |
| ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅱ)　〃 | 144 単位 | 1,460 円 | 146 円 | 292 円 | 438 円 |
| ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅲ)　〃 | 48 単位 | 486 円 | 48 円 | 97 円 | 145 円 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅰ) | 100 単位 | 1,014 円 | 101 円 | 202 円 | 304 円 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ) | 200 単位 | 2,028 円 | 202 円 | 405 円 | 608 円 |
| 科学的介護推進体制加算 | 40 単位 | 406 円 | 40 円 | 81 円 | 121 円 |
| 同一建物減算　要支援１ | -376 単位 | -3812 円 | -381 円 | -762 円 | -1143 円 |
| 同一建物減算　要支援２ | -752 単位 | -3812 円 | -381 円 | -762 円 | -1143 円 |
| 送迎減算（片道）要支援１※ | -376 単位 | -3812 円 | -381 円 | -762 円 | -1143 円 |
| 送迎減算（片道）要支援２※ | -752 単位 | -7625 円 | -762 円 | -1525 円 | -2287 円 |

※片道につき４７単位減算　要支援１の場合は－376 単位の範囲内で、要支援２の場合は－７５２単位の範囲内で減算。

○介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１１．１％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１２．０％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１０．９％を加算する

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ

※介護職員等に対し、その処遇（給与等）を改善している場合、基本料金及び各加算総額の１１．８％を加算する

○中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

所定単位の５％を加算する

○高齢者虐待防止措置未実施減算　　所定単位数の 99%で算定

○業務継続計画未実施減算　　所定単位数の 99%で算定

○地域区分（富山市：７等級）

基本料金と各加算料金の総額に１．４％を乗じる

（５）その他の料金

| | |
|---|---|
| ①食費（昼食代・１日あたり） | ７５２円 |
| ②日用消耗品費（１日あたり） | １８３円 |
| ④ カット代 | ２，８６０円 |
| ⑤ 顔そり代 | ８１０円 |
| ⑥ おとなの学校教材費（受講者のみ） | １，９８０円 |

（６）支払い方法

・毎月１０日までに前月分の請求書を発行し、所定の方法により交付します。

・お支払いいただきますと所定の方法により領収書を発行します。

・支払い方法は、話し合いのうえ、双方合意の方法によります。

①金融機関口座自動引き落としの場合は、毎月１７日までにお支払いください。

②その他の場合は、その月の末日までお支払いください。

＜別紙３＞　　重要事項説明書（利用料金表）

令和　８年　６月　１日　現在

| | |
|---|---|
| 食費（おやつ代含む） | ７５２円/昼 |
| 日用消耗品費 | １８３円/日 |
| カット代 | ２，８６０円 |
| 顔そり代 | ８１０円 |
| おとなの学校 | １，９８０円 |

＜別紙４＞

―個人情報の利用目的―

富山西デイサービスでは、利用者様の尊厳を守り、安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおりと定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔富山西デイサービス内部での利用目的〕

・当事業所が利用者様に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者様に係る当事業所の管理業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・管理
　－事故等の報告
　－当該利用者様への介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当事業所が利用者様に提供する介護サービスのうち
　－利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
　－利用者様の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は提出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用目的〕

・当事業所の管理運営業務のうち
　－介護・医療サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
　－当事業所において行われる学生の実習への協力
　－当事業所において行われる事例研究等

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当事業所の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供